

環境SDGs取組企業等支援業務委託 仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

環境SDGs取組企業等支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

3 目的

パリ協定やSDGsの採択、ESG投資の拡大で、企業等に環境配慮の取組がより一層求められている。

企業等の環境分野のSDGsに係る取組を支援するため、モデル事例の発信及び環境関連団体との連携等を行う業務を委託するものである。

【参考：環境SDGs取組企業普及拡大事業の概要】

1 取組宣言の発信・団体連携等による取組促進

(予算額5,850千円うち委託料5,460千円)

(1) 取組宣言の発信等による取組促進

環境分野に係るSDGsに取り組む企業等に、具体的な取組内容を宣言してもらい（以下「環境SDGs取組宣言企業」という。）、その宣言内容や取組後の結果報告を県ホームページ等で発信

取組方法などの相談には電話等で対応、宣言企業のニーズを把握し、県の環境関連事業の情報を提供するなどし、取組を支援

(2) 成功事例の横展開

特徴的かつ多くの企業等に参考となるような取組をフォローアップし、モデル事例として推奨

成果発表会で当該取組事例を共有し取組を拡大

(3) 環境部関連団体等と連携した取組の浸透

環境部関連団体等と連携し、研修会の開催や業界版手引きの作成・活用等
部内事業者説明会等既存の場を活用した研修会の開催

2 表彰・展示会出展等支援（予算額 646千円）

優れた企業等の取組を環境大賞で表彰し、受賞者には展示会への出展などを支援

4 委託業務の内容

(1) モデル事例の発信

環境分野のSDGsに係る企業等の取組を促進するには、モデルとなる取組を行う企業を支援し、多くの企業がそれを参考に取組を進められるよう、成功事例として発信することが必要である。そのため、次のことを行う。

ア モデル事例候補企業への支援

(ア) モデル事例候補企業の選定

県が提供する情報及び独自に収集した情報をもとに、環境SDGs取組宣言企業のうちから特徴的かつ多くの企業に参考になるような取組を埼玉県内で行うと考えられる企業を県と協議の上、絞り込む。絞り込みに当たっては、特定の業種、規模及び地域に偏らないよう留意するとともに、取組レベル等を考慮する。

(イ) モデル事例候補企業の支援

上記で絞り込んだ企業10社程度訪問し、特徴的かつ多くの企業に参考になる取組が実施できるよう、各企業の状況に応じ、訪問及びその他の方法により、県支援策の情報提供、専門相談窓口へのつなぎ、SDGsや環境経営等の視点からアドバイス等を行う。なお、訪問については1社当たり2回程度とする。

支援内容及び状況については、随時、県に電子データで報告する。

(ウ) 宣言企業ニーズの把握

アンケート及びヒアリング等により、環境SDGs取組宣言企業のニーズを把握し、モデル事例候補支援等本業務の各事業の実施に生かすとともに、関係機関へのつなぎ等を行う。

イ 成功事例の横展開

(ア) 成果発表会の開催

上記アで支援した企業の取組を共有するため、成果発表会を行う。

実施に当たっては次の点に留意する。

- a 効果的と考えられる方法により参加者100名程度の規模で、2回行う。
- b 実施方法に応じ県と協議し、会場の確保等を行う。費用は受託者負担とする。
- c 日時、内容は、県と協議の上決定する。
- d 内容は、モデル事例3例程度の発表のほか基調講演や交流会を盛り込む等、効果的な情報発信、情報共有、参加者の交流の機会となるよう、企画し、実施する。
- e 受託者は参加者の募集を主体的に行う。募集に当たり、チラシの作成等、その方法について県と協議する。なお、県は、受託者と協議の上、県ホームページでの募集告知、関係機関へのチラシの配布等、募集に協力する。
- f 資料、参加者アンケート等の配布物は、県と調整の上、受託者が作成、印刷する。なお、資料には、上記ア(イ)で支援した企業の他の参考となるような情報を盛り込む。
- g 発表会当日の会場設営、受付、進行、アンケートの実施、写真撮影等必要な業務を行う。
- h 発表会終了後1か月以内又は委託期間末日のいずれか早い日までに、実施報告書を電子データで提出する。
- i 実施報告書には、実施概要のほか、アンケート結果、当日の資料、参加者一覧及び記録写真を添付する。

(イ) その他情報発信

モデル事例の情報の県への提供等、県が行なう情報発信に協力するとともに、事

例の発信のために独自に行うことがあれば提案すること。

(2) 環境関連団体等と連携した取組の浸透

ア 環境関連団体等と連携した取組の実施

環境関係団体の環境分野のSDGsに関する関心を高め、取組の浸透につながる取組を提案、企画し、実施する。

(ア) 対象は埼玉県が指定する3団体程度とする。取組の実施に当たり、県は保有する参考情報を受託者に提供する。

(イ) 各団体を定期的に訪問し、ニーズ等を把握した上で、ニーズ等に応じた取組の提案、企画し、実施する。訪問には原則として県も同行し、取組の円滑な実施のため、協働する。取組の例としては、各団体経営層向けの普及啓発セミナーを実施し、取組への機運を醸成する、会員が事業活動を行う際に活用できる具体的な取組を整理し、手引き等を作成する、会員の取組の情報を共有し、模範となるものについて他の会員への横展開を図る等が考えられる。

(ウ) 取組の実施に伴う費用は、受託者の負担とする。なお、取組の実施に伴う打合せや研修会等の会場は各団体又は県が確保し、その費用は受益者の負担によらない。

イ 既存の場を活用した研修会の実施

環境分野のSDGsに取り組む担い手を養成するため、県環境部内各課が実施する事業者向け説明会、研修会（以下「説明会等」という。）の場、その他効果的と考えられる既存のイベント等を活用し、研修会を企画し、実施する。

実施に当たっては次の点に留意する。

(ア) 説明会等の場等に合わせた程度の規模及び方法で、5回程度行う。

(イ) 日時、場所は、県と協議の上、決定する。その際、説明会等の一部に組み入れて実施する、説明会等の実施が午後の場合に研修会をその日の午前に説明会等の会場の近くで実施する等、説明会等の参加者が受講しやすい日時、場所で実施する。必要な場合には会場の確保、費用は受託者負担とする。

(ウ) 内容は、説明会等の対象者の関心、知識等を踏まえたものとし、県と協議の上決定する。

(エ) 受託者は参加者の募集を説明会等の場等の状況に合わせて行う。チラシの作成等その方法について県と協議の上、決定するものとし、受託者及び県が分担して実施する。

(オ) 資料等の配布物は、県と調整の上、受託者が作成、印刷する。

(カ) 受託者は、説明会等の場等に合わせ、当日の講演等必要な業務を行う。

(キ) 研修会終了後1か月以内又は委託期間末日のいずれか早い日までに、実施概要及び当日の資料等を電子データで提出し、実施報告を行う。

(3) その他

ア 本事業との連携

企業等のSDGsの取組を促進するため、本事業に関連する情報について、企業訪問の際等の機会に企業等に対し提供する。

また、企業等が本事業について活用や参加の意向を示した際は、随時県に報告するとともに、活用や参加に向け必要な協力を行う。

イ 県が実施する他の事業との連携

企業のSDGsの取組を促進するため、県が実施する企業へのSDGsの取組の促進を図るための他の事業に関連する情報について、企業訪問の際等の機会に企業等に対し提供する。

また、企業等が上記事業について活用や参加の意向を示した際は、随時県に報告する。

ウ 県との連絡調整

受託者は毎月県との連絡調整会議を実施するほか、必要に応じて打合せを行う。

5 留意事項

- (1) 受託者は本業務の履行に当たり、埼玉県と連携を密にしなければならない。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に埼玉県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、埼玉県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、業務を第三者に再委託する場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、埼玉県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- (4) 受託者及び本委託業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人所法保護条例（平成16年条例第65号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）について、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (9) 再生紙（グリーン購入法適合製品であり総合評価値80以上）の印刷用紙の使用に努める等、埼玉埼玉県グリーン調達推進方針を踏まえ、業務を実施する。
- (10) 受託者は、本委託業務終了後、引継ぎを適切に行うとともに、埼玉県にデータを提供する。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響により、本業務の内容の一部が実施できない若しくは縮小せざるを得ない状況になったと県が判断した場合には、その都度、遅滞なく県と受託者双方協議の上、業務の一部中止等を行い、必要な場合には契約金額の変更を行う。
- (12) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合には、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して、決定する。

6 委託料の支払い

- (1) 本業務に関する委託料の支払は、検査完了後の精算払いとする。
- (2) 本業務終了後、委託業務の実施により発生した収入がある場合など、返納すべき額があるときは、指定された期日までにその額を埼玉県に返納するものとする。